

職員各位

社会福祉法人 芳梅会
理事長 原 脊 健 治

介護職員等特定処遇改善加算に係る賃金改善について(通知)

標記の件につき、介護職員等特定処遇改善加算算定の対象事業者として承認されるように、下記の通り介護職員等特定処遇改善計画書を京都府知事に申請します。

記

1. 介護職員処遇改善計画書 別紙
2. 支給項目 特定処遇改善手当、定期昇給(2019年7月昇給からの累積)
3. 賃金改善実施期間 令和2年4月～令和3年3月(12ヵ月)
4. 一時金支給日 令和2年9月末及び令和3年3月末
5. 給付対象職員及び特定処遇改善手当支給金額(税込み)
 - ① 対象事業所：特別養護老人ホーム(短期入所生活介護を含む)、訪問介護、通所介護
 - ② 対象職員：正規職員、限定正職員Ⅰ及び訪問介護非常勤・登録ヘルパー(年収440万円未満の者)
 - ③ グループ分けの基準と支給金額(予定)

グループ a (①)：介護職(介護福祉士)で副主任以上の職位の者及びサービス提供責任者(介護職兼務)
一時金支給額 平均 140,000 円(半期分の一時金)を年2回支給

勤続・資格・事業所	一時金支給額(円)(半期分)	備考・算定方法
介護職(介護福祉士)で副主任以上の職位の者 勤続3年以上のサービス提供責任者	153,000	
勤続3年未満のサービス提供責任者	76,000	

グループ b (②)：訪問非常勤・登録ヘルパー、勤続3年以上の介護職、介護職で介護福祉士有資格者
一時金支給額 平均 65,000 円(半期分の一時金)を年2回支給

勤続・資格・事業所	一時金支給額(円)(半期分)	備考・算定方法
5年以上の介護福祉士	98,000	特養の限定正職員を含む
訪問非常勤・登録ヘルパーで介護福祉士	98,000	常勤換算率を乗じた額
3年以上の介護福祉士	86,000	特養の限定正職員を含む
5年以上の介護福祉士(限定正職)	74,000	特養以外
訪問非常勤・登録ヘルパーで初任者(2級)	74,000	常勤換算率を乗じた額
3年以上の介護福祉士(限定正職)	61,000	特養以外
3年未満の介護福祉士	61,000	特養の限定正職員を含む
5年以上の介護職	49,000	特養の限定正職員を含む
3年未満の介護福祉士(限定正職)	37,000	特養以外
3年以上の介護職	25,000	特養の限定正職員を含む
3年以上の介護職(限定正職)	18,000	特養以外
3年未満の介護職(訪問を除く)	0	

グループ c (③)：勤続3年以上の介護職以外の者

一時金支給額 平均 25,000 円(半期分の一時金)を年2回支給

	一時金支給額(円)(半期分)
勤続3年以上の役職者(副主任以上)	38,000
勤続3年以上の一般職	19,000
勤続3年未満	0

- ・訪問介護登録ヘルパーは常勤の介護職員(グループb)の改善月額に常勤換算率を掛けた金額を支給する。
- ・勤続基準日は令和2年4月1日とする。(準職員として勤務した期間も含む)
- ・介護報酬収入の見込額及びグループの人数に応じて次年度からの配分金額には変動があります。

以上